

外国人留学生対象インターンシップ並びに就業体験プログラム(令和7年度春期)

参加者募集のお知らせ

東京外国人雇用サービスセンターでは、外国人留学生が日本国内での就職環境の理解を深めるため、在学中の留学生(大学・短期大学・大学院の卒業年次を除く学年)を対象としたインターンシップ並びに就業体験プログラム(以下「インターンシップ等」という。)事業を実施しております。

外国人留学生を採用してグローバルな事業展開を進めようという企業が多数参加します。留学生にとって企業での働く現場を実際に体験し、就職活動に活かす機会となりますので、留学生への周知及び送り出しにつきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

●留学生が東京外国人雇用サービスセンターのインターンシップ等を活用するメリット●

- ・ 日本企業で働くことが、具体的にイメージできるようになります。
- ・ 日本企業で働く不安が解消されます。
- ・ ビジネス日本語のスキルがアップし、ビジネスマナーが身につきます。
- ・ 企業へ提出するエントリーシートや面接で、インターンシップ等経験をアピールできます。
- ・ 自分の興味のある業界、仕事内容について理解が深まります。

<<外国人留学生インターンシップ等の内容>>

【対象学生】 日本国内の大学、短期大学、大学院に在籍している外国人留学生(卒業年次を除く)で、本インターンシップ等に参加を希望する方。

ただし、インターンシップ等実施企業が求める日本語レベルや学年によっては参加対象にならない場合がありますので、エントリーシートの応募条件をご確認ください。

【受入企業】

- ・ 外国人留学生に仕事の進め方やビジネスマナーなどを体験させ、卒業後の就職に向けた実践的準備の機会となるよう専門的・技術的分野の仕事内容でインターンシップ等を実施する企業。
- ・ インターンシップ等参加留学生の指導・監督を行う社員がいる企業。

【注意事項】

- ・ インターンシップとは、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」(以下「産学協議会」という。)において整理した、「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」のタイプ3に準拠するものをいいます。対象者は大学3、4年生、短期大学及び大学院1、2年生となり、インターンシップ実施企業は取得した学生情報を採用選考活動開始後に限り使用することができます。
- ・ 就業体験プログラムとは、キャリア教育の一環として行う就業体験のうち、前述のタイプ3に準拠しないものをいい、インターンシップに準じて募集及びエントリー等を行うものとします。対象者は大学1、2年生及び大学院生(博士課程後期)とし、就業体験プログラム実施企業は取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動に使用できません。

【実施プログラム・申込み方法】

- ① 「令和7年度春期インターンシップ並びに就業体験プログラムに係るコース別日程表」【別紙】より日程をご確認ください。
- ② 留学生は当センターホームページに掲載されるエントリー企業一覧から実習を希望する企業を1～2社選択し、「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラムエントリーシート（外国人留学生用）」【様式2】に必要事項を入力して学校（キャリアセンター等インターンシップ担当）にエクセル形式のまま提出します。（フリーソフト使用不可）

学校で前記エントリーシート下部にある在籍確認票を作成し（※）、東京外国人雇用サービスセンターにEメールでご提出ください。（締切日厳守）

その際、Eメール本文にエントリーする人数と延べ企業数をご記入ください。

※ 在籍確認票を作成するにあたり、以下についてご留意ください。

- (1) 留学生が2社のインターンシップへの参加を希望する場合、「企業別にエントリーシートが2通作成されていること」及び「2社の希望コースが重なっていないこと」をご確認ください。（詳細はエントリーシートをご参照ください）
 - (2) 後日留学生のインターンシップ等への参加が決定した場合、学校と企業との間で覚書【様式4】の締結が必要となります。ホームページに掲載しますので、内容を事前にご確認ください。尚、締結手続は受入企業より学校にご連絡の上、行っていただきます。
- ③ 応募企業の選考の後に当センターより結果を学校にご連絡します。
 - ④ 留学生は実習に参加する前に当センターで1時間程度の事前講習を受講することが必要です。その際、企業に提出する「誓約書」【様式3】をご記入いただきます。
 - ⑤ 各企業にて5日間の実習に参加します。
 - ⑥ 留学生は実習終了後、当センターに「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム「体験レポート」」【様式7】を提出します。

学校からは当センター宛に「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム参加に係るアンケート」【様式8】の提出のご協力をお願いいたします。

【手当について】 当センターが扱うインターンシップ等は無報酬とします。アルバイトではなく、職場体験を目的としています。ただし、企業の判断により交通費や昼食代等は支給されることがあります。

【保険について】 参加留学生がインターンシップ等での事故により傷害を負った場合や、参加企業や第三者に損害を与えた場合に備えて、国が傷害保険・損害保険に加入します。

ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンター
外国人留学生インターンシップ担当：瀬下（せしも）・山内（やまのうち）・田中（たなか）
TEL：03-5361-8722